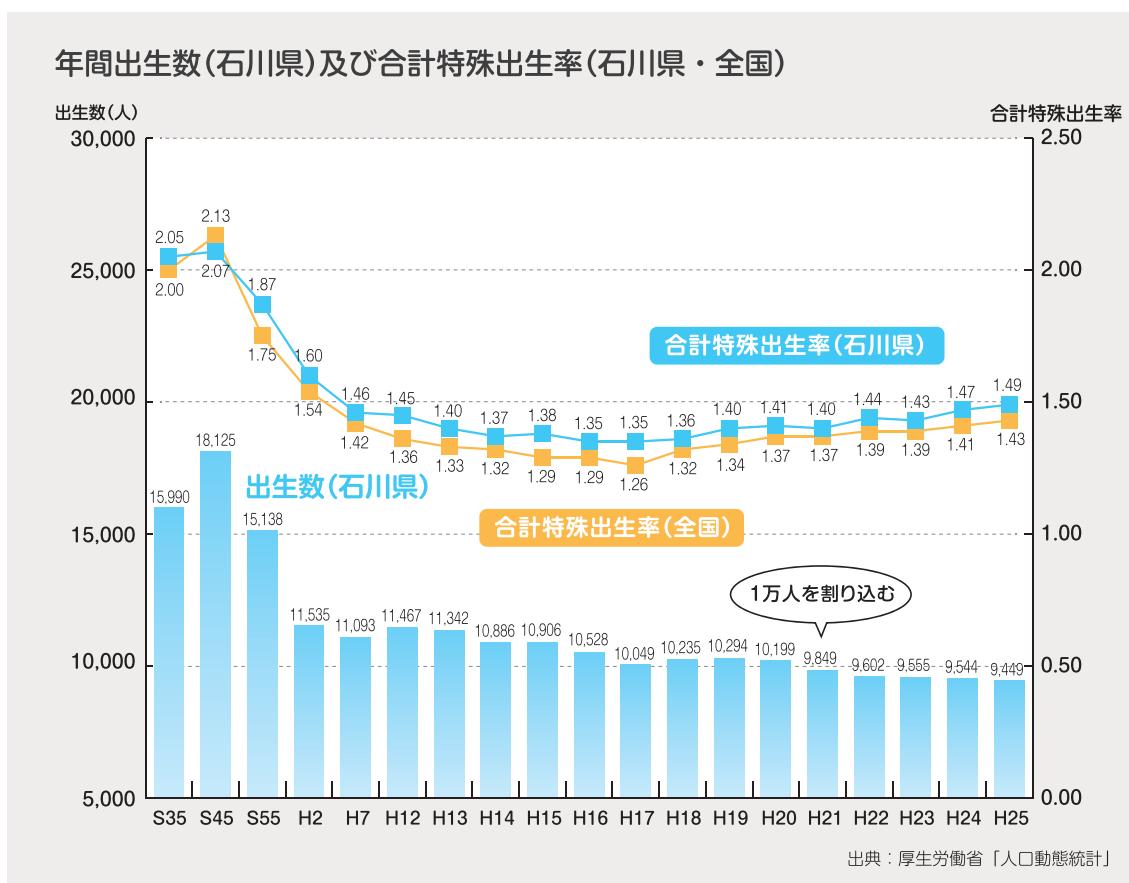


# 第2章 プラン策定の背景

## ① 少子化の動向と少子化がもたらす影響

### 1 少子化の現状

本県の年間の出生数は、平成 20 年から減少に転じ、平成 21 年には 1 万人を割り込み、平成 25 年には 9,449 人と過去最低を記録しました。また、合計特殊出生率は、全国平均よりやや高く推移しているものの、平成 25 年には 1.49 と依然として低い水準にあり、人口置換水準（人口が安定的に維持される水準）の 2.07（平成 24 年、国立社会保障・人口問題研究所が算出）を大きく下回る状態が続いているです。

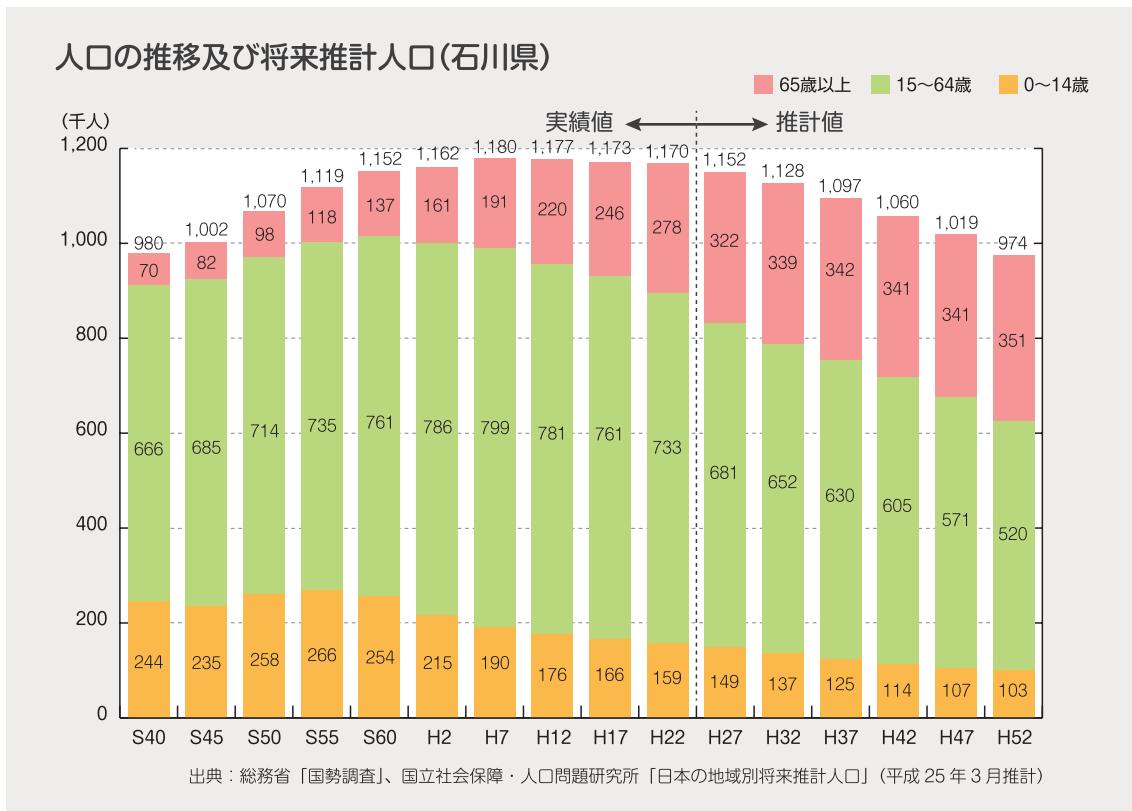


### 合計特殊出生率とは？

その年次の 15 ~ 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、本県の人口は、平成 22 年（国勢調査）の 1,169,788 人から、30 年後の平成 52 年には 974,370 人と約 19 万 5 千人（16.7%）減少し、100 万人を割り込むとされています。

また、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）が減少する一方で、老人人口（65 歳以上）が増加し、老人人口は年少人口の約 3 倍になるとされています。



そうした中、平成 26 年 5 月、民間の有識者会議である日本創成会議は、人口移動が現在の水準で続くと仮定した場合、2010 年から 2040 年までの間に「20～39 歳の女性人口」が 5 割以下に減少する市区町村は、896（全体の 49.8%）にのぼると発表し、これらを「消滅可能性都市」としました。本県でも 9 市町が「消滅可能性都市」とされています。

## 2 少子化の影響

少子化の進行は、労働力人口の減少など人口構造の変化をもたらし、経済成長の低下、税や社会保障における現役世代の負担の増大、地域活力の低下など、社会経済全体に深刻な影響を及ぼします。

また、子ども同士の交流の機会が減少し、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長への影響も懸念されます。

さらに、人口減少により教育や医療体制の確保が困難になるなど、今後の地域社会の存続そのものも危惧されるところです。

## ② 少子化の要因と結婚や子ども・子育てを取り巻く環境

少子化の要因は、価値観の多様化、経済環境の変化などを背景とした未婚化・晩婚化の進行や第1子出産年齢の上昇、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化を背景とした子育ての孤立化などによる子育ての不安や負担感の増大、仕事と子育ての両立が難しい職場環境など、様々な要因が絡み合っていると考えられます。

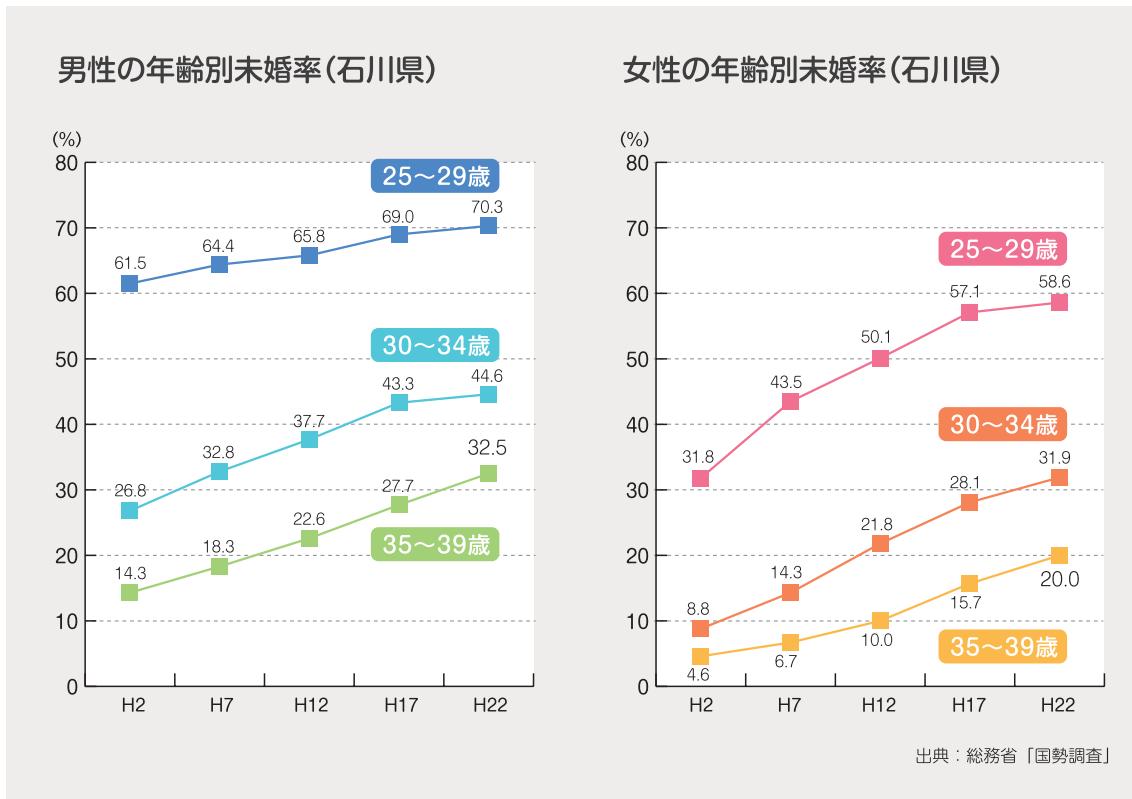
このため、結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージごとに、本県の現状と課題を踏まえ、きめ細かい少子化対策を網羅的に推進することが重要です。

そこで、ここではライフステージごとに、少子化の背景となるデータや県民意識調査の結果を用いながら、本県の結婚や子ども・子育てを巡る現状を見ていきます。

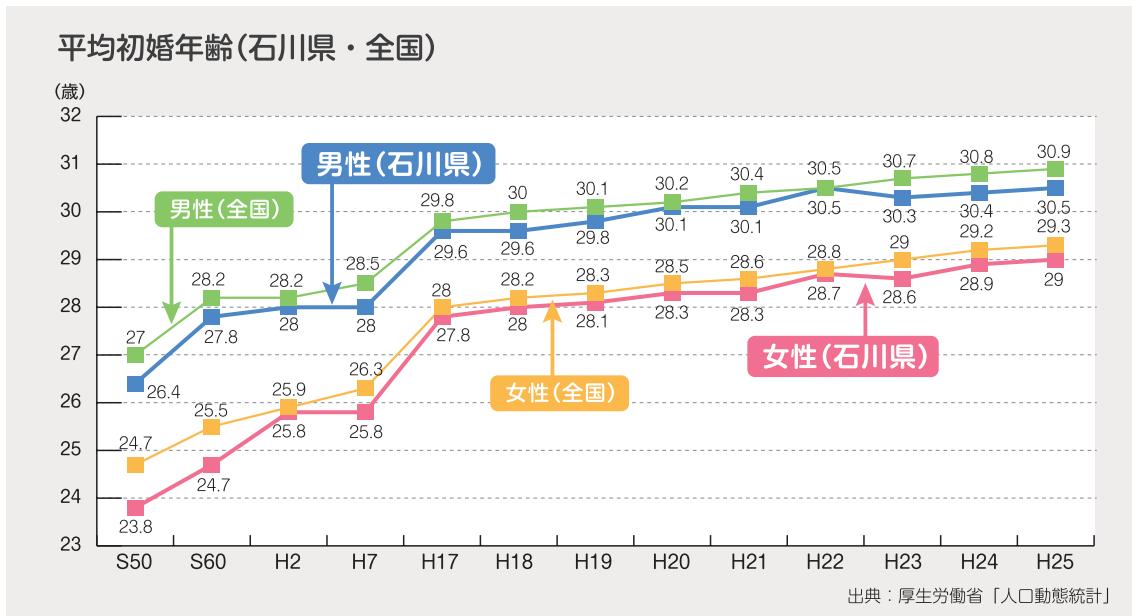
### 1 結婚を巡る現状

#### ① 未婚化・晩婚化の進行

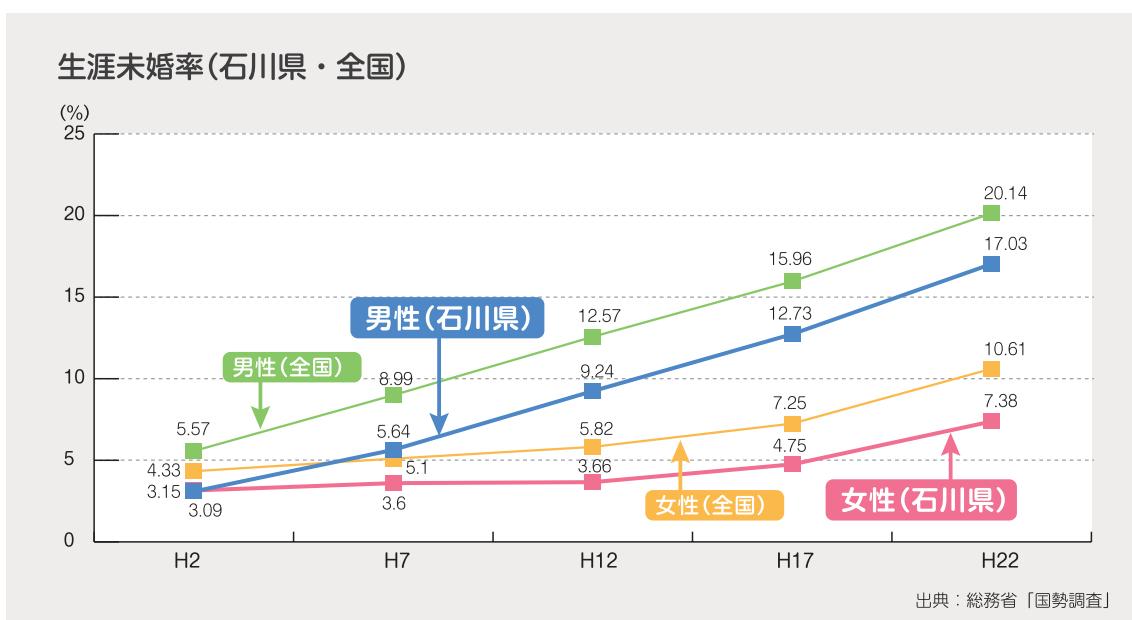
未婚率は、男女とも全ての年代で上昇傾向にあり、平成22年においては30代後半(35～39歳)の男性では3人に1人(32.5%)、女性では5人に1人(20.0%)が未婚の状況で、平成2年と比べると男性で約2.3倍、女性で約4.3倍となっています。



また、平均初婚年齢も年々上昇しており、男性では昭和 50 年には 26.4 歳だったものが、平成 25 年には 30.5 歳と約 4 歳上昇し、女性では昭和 50 年には 23.8 歳だったものが、平成 25 年には 29 歳と約 5 歳上昇するなど、男女ともに晩婚化が進んでいます。



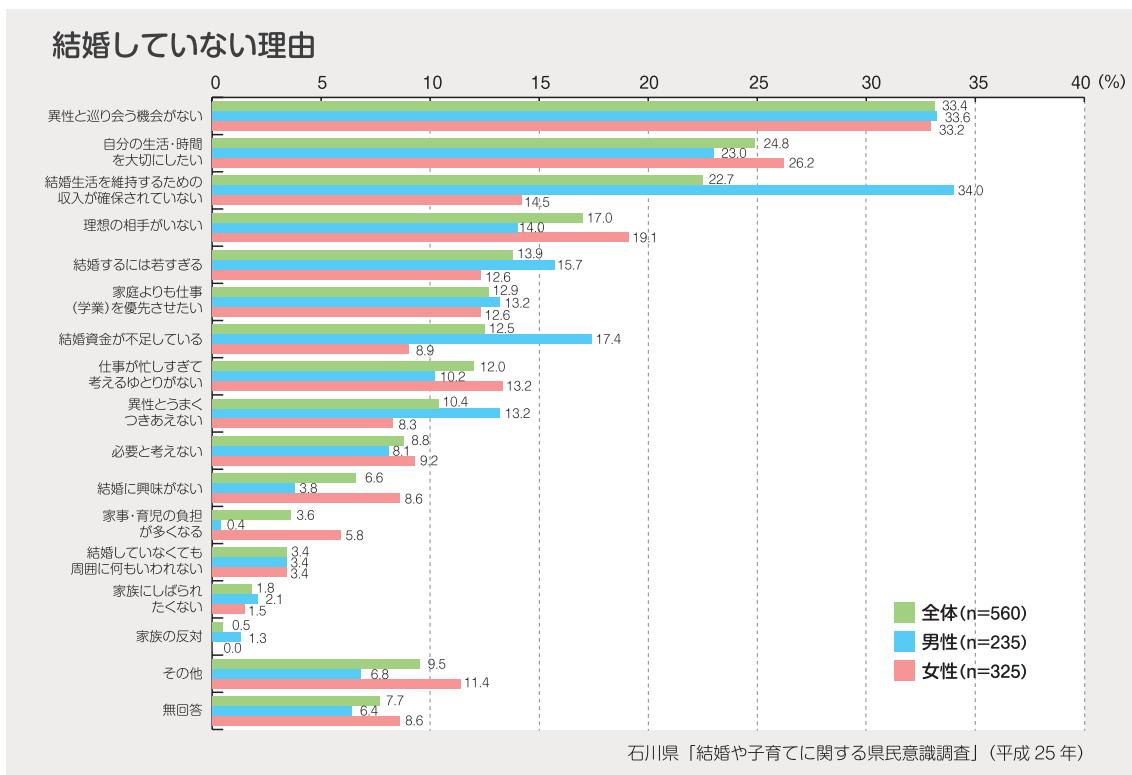
さらに、生涯未婚率(50 歳時点で一度も結婚したことのない人の割合)は、近年急激に上昇しており、男性では平成 2 年には 3.09%(約 32 人に 1 人)だったものが、平成 22 年には 17.03%(約 6 人に 1 人)、女性では平成 2 年には 3.15% (約 32 人に 1 人) だったものが、平成 22 年には 7.38%(約 14 人に 1 人)と非婚化が進んでいます。



## ② 結婚に対する県民の意識

県民意識調査によると、未婚者の約7割(68.8%)が将来的には結婚したいと考えており、結婚していない理由としては「異性と巡り会う機会がない(33.4%)」が最も多い、次いで「自分の生活・時間を大切にしたい(24.8%)」「結婚生活を維持するための収入が確保されていない(22.7%)」となっています。

また男女別に見て最多るのは、男性では「結婚生活を維持するための収入が確保されていない(34.0%)」、女性では「異性と巡り会う機会がない(33.2%)」となっています。

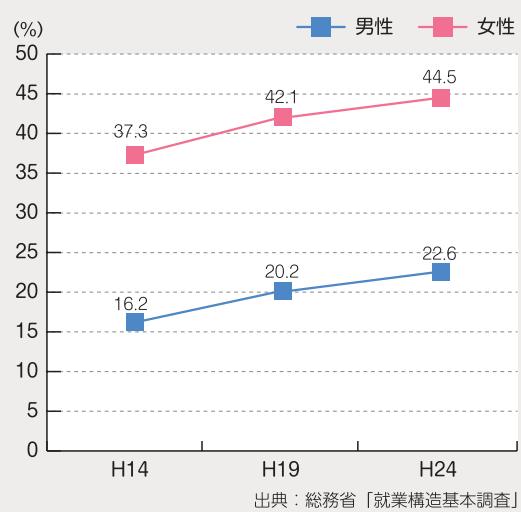


## ③ 若年者の非正規雇用割合の増加

平成24年の就業構造基本調査によると、若年者(15~34歳)の男性においては、非正規就業者の未婚率が87.7%と正規就業者の未婚率の60.0%に比べ高く、経済的基盤の不安定化は未婚化の要因の一つとなっていると考えられます。

このような中、若年者の非正規雇用割合は、増加しています。

### 若年者(15~34歳)の非正規雇用割合(石川県)



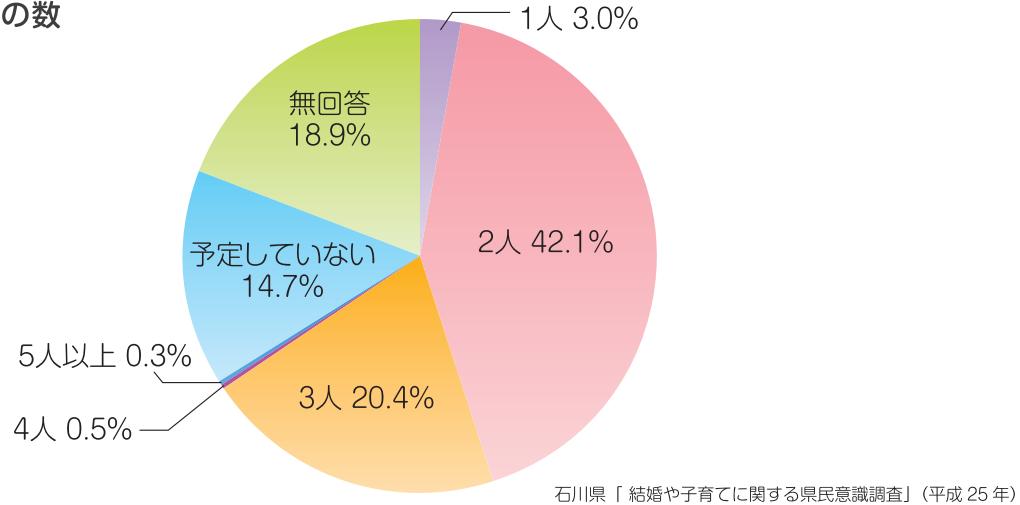
## 2 妊娠・出産を巡る現状

### ① 子どもを持つことに対する県民の意識

子どもがいない人や未婚者の理想の子どもの数は、県民意識調査では「2人」が42.1%と最も多く、次いで「3人」が20.4%となっており、6割を超える人が子どもを2人以上持ちたいと考えています。

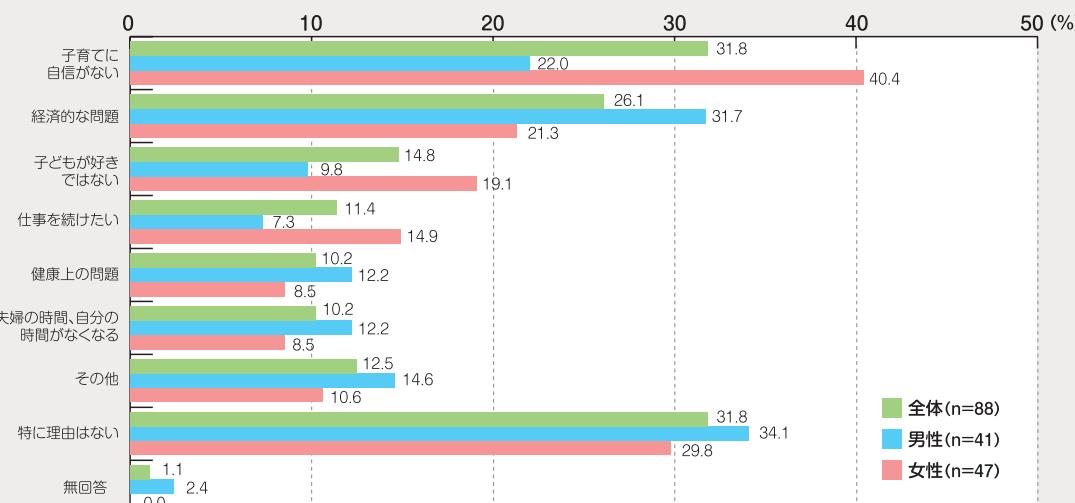
理想の子どもの数

【全体】(n=598)



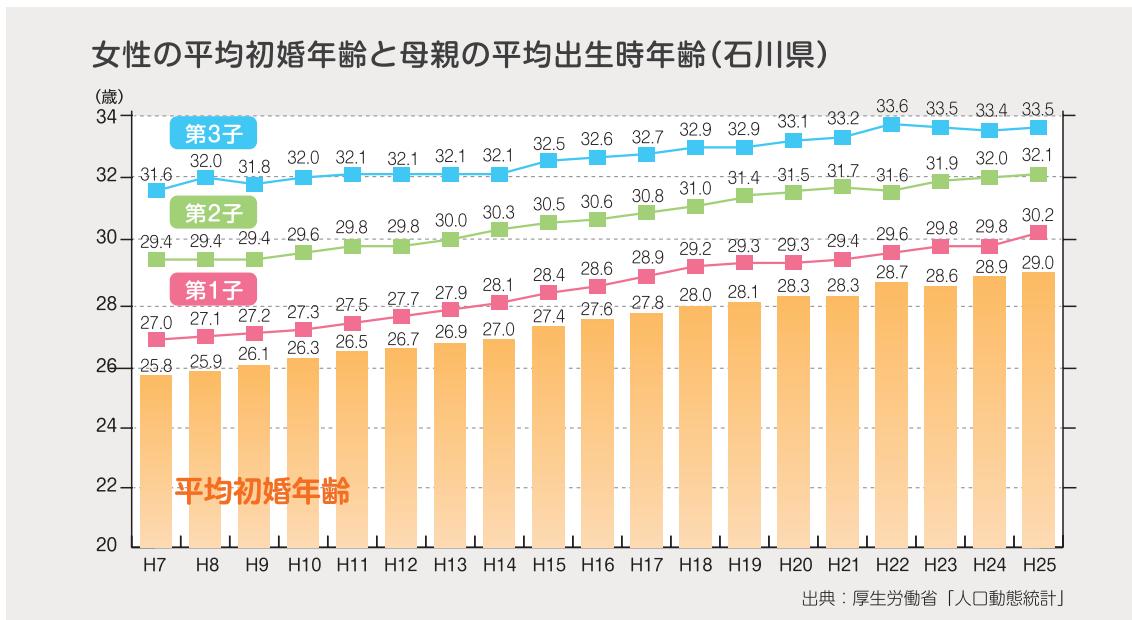
一方、子どもを予定していない人は14.7%で、その理由として「子育てに自信がない」が31.8%、次いで「経済的な問題」が26.1%となっています。

子どもを予定しない理由



## ② 晩産化の進行

平均初婚年齢の上昇とともに、晩産化が進行しています。本県においても第1子出産時の母親の平均年齢は年々上昇しており、平成25年には30.2歳と初めて30歳を超えました。

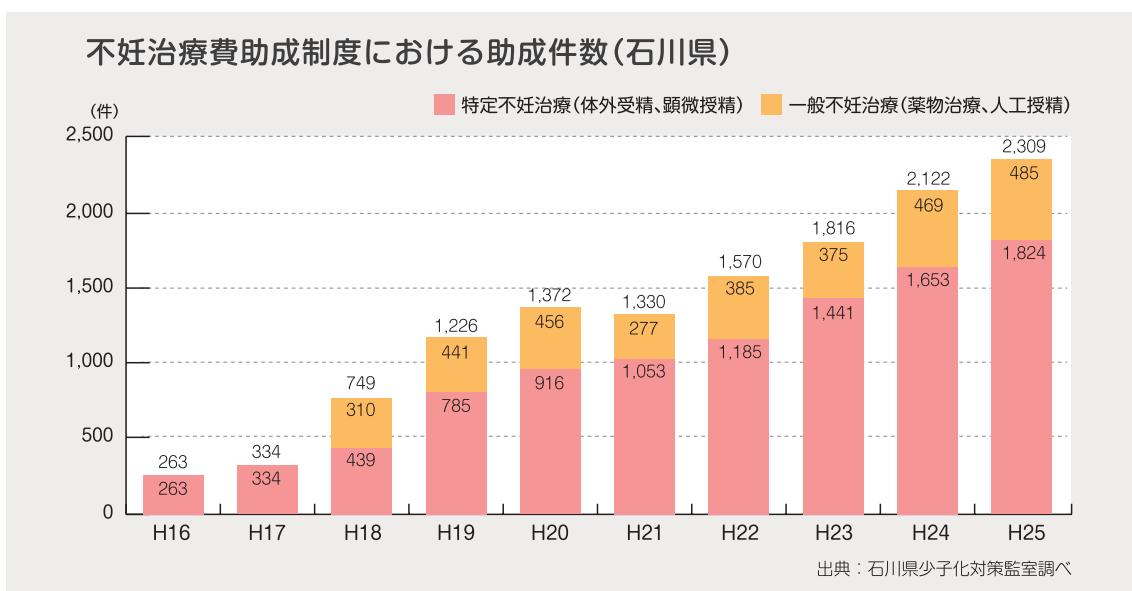


## ③ 不妊治療を巡る現状

本県では、子どもを持ちたいのに子どもが出来ない場合に不妊治療を受けるケースが多くなっていることを踏まえ、高額な医療費がかかる不妊治療への経済的支援を行っています。

不妊治療費助成制度における助成件数の推移を見ると、制度を開始した平成16年度(※)には263件だったものが、年々増加し、平成25年度には2,309件と10年で約9倍に増加しています。

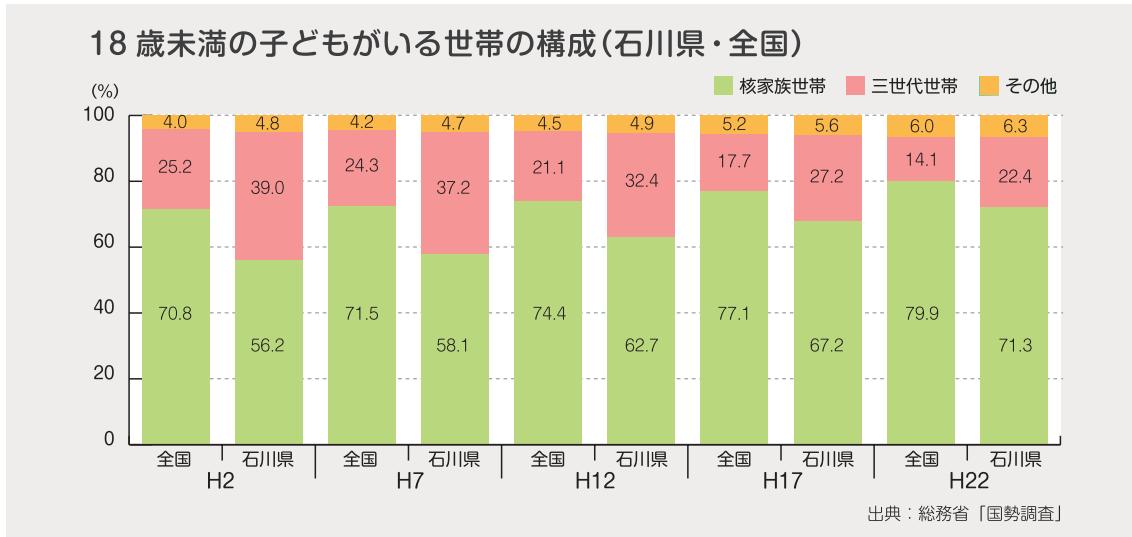
※一般不妊治療に対する助成制度は平成18年度から



## 3 子育てを巡る現状

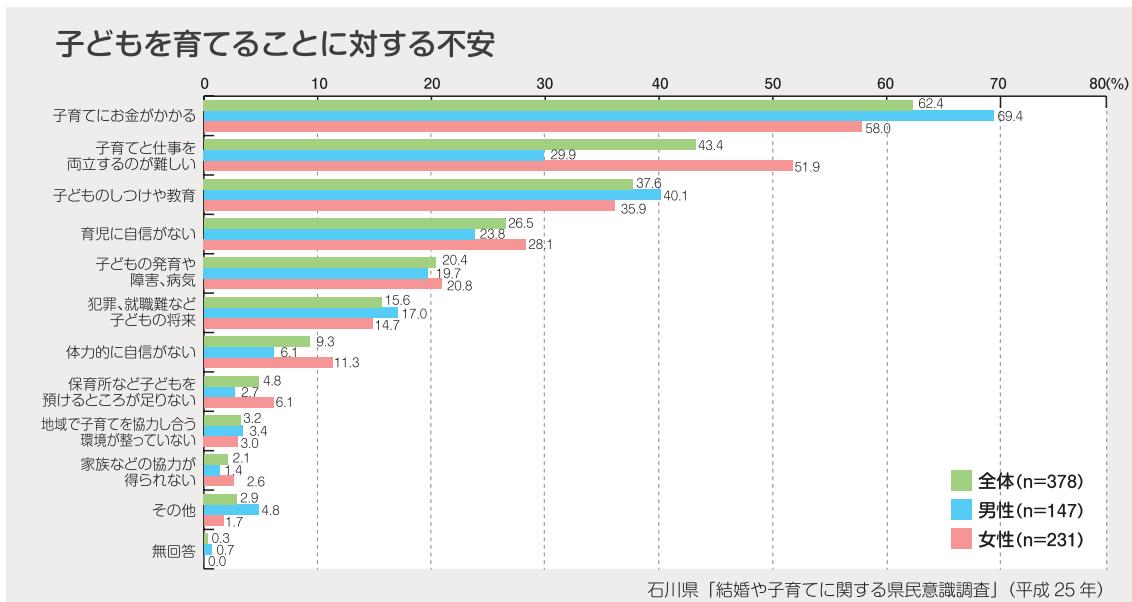
### ① 核家族化の進行

核家族化に伴い、子育ての孤立化、子育て力の低下が指摘されています。本県における18歳未満の子どものいる世帯に占める核家族世帯の割合は、全国平均よりやや低いものの、増加傾向にあり、平成22年の国勢調査では71.3%となっています。



### ② 子どもを育てることにに対する県民の意識

県民意識調査では、子どもがない人や未婚者のうち、子どもを育てることに「不安がある」と回答した人は全体の63.2%で、不安の具体的な内容として、経済的な不安（「子育てにお金がかかる（62.4%）」）、精神的な不安（「子どものしつけや教育（37.6%）」「育児に自信がない（26.5%）」）、子育てと仕事との両立の不安（「子育てと仕事を両立するのが難しい（43.4%）」）、母子の健康に対する不安（「子どもの発育や障害、病気（20.4%）」「体力的に自信がない（9.3%）」）の4つの不安が主に挙げられています。



また、子どもの数別に見ると、子どもが2人までの世帯では、精神的な不安（「子どものしつけや教育」「育児の方法が正しいか」）が最も大きく、子どもが3人以上いる世帯では、経済的な不安（「子育てにお金がかかる」）が最も大きくなっています。

### ③ 子どもの数別に見る子育てに関する不安

(単位：%)

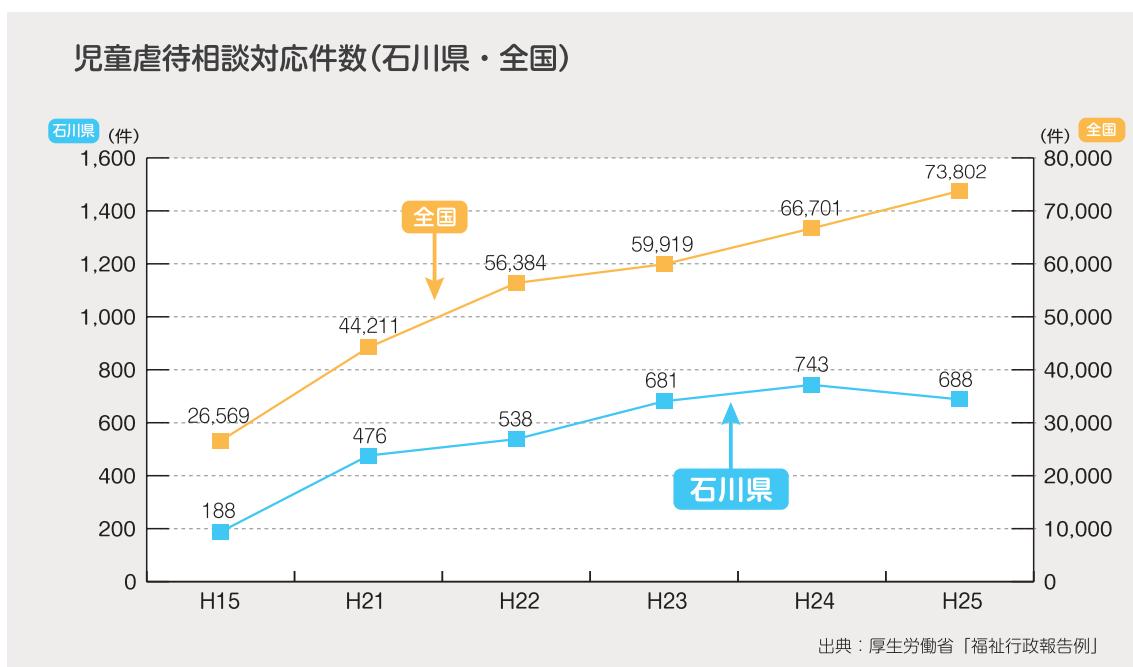
子育てに関する不安	子どもの数		
	1人	2人	3人以上
精神的な不安 (子どものしつけや教育) (育児の方法が正しいか)	61.3	73.3	46.6
経済的な不安 (子育てにお金がかかる)	48.4	58.1	65.0
母子の健康への不安 (子どもの発育や障害、病気) (体力的に厳しい)	19.4	22.9	19.5
仕事との両立の不安 (子育てと仕事を両立するのが難しい)	38.7	36.9	33.0

石川県「結婚や子育てに関する県民意識調査」(平成25年)

## 4 子どもを取り巻く現状

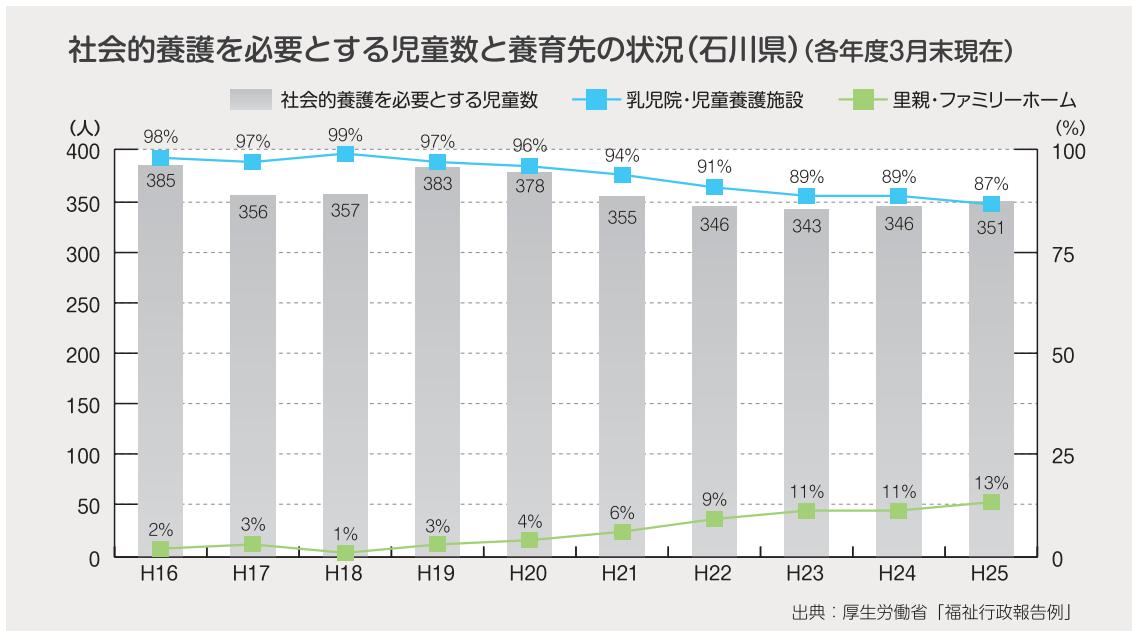
### ① 児童虐待

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成25年度は688件で、前年度と比べ55件減少しているものの、長期的に見ると増加傾向となっています。



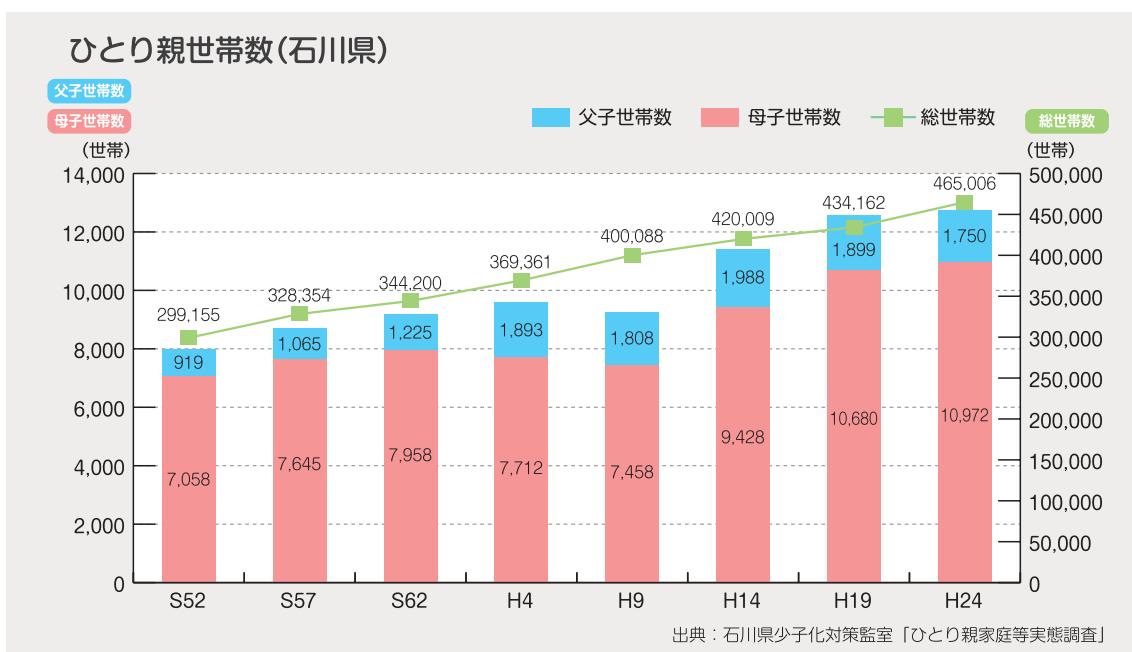
## ②社会的養護

本県における社会的養護（様々な理由により家庭で暮らせない子どもを家庭に代わって養育すること）を必要とする児童数は、近年350人程度で推移しており、その約9割が乳児院や児童養護施設、約1割が里親やファミリーホームで養育されていますが、近年里親等で養育される児童の割合が高くなっています。



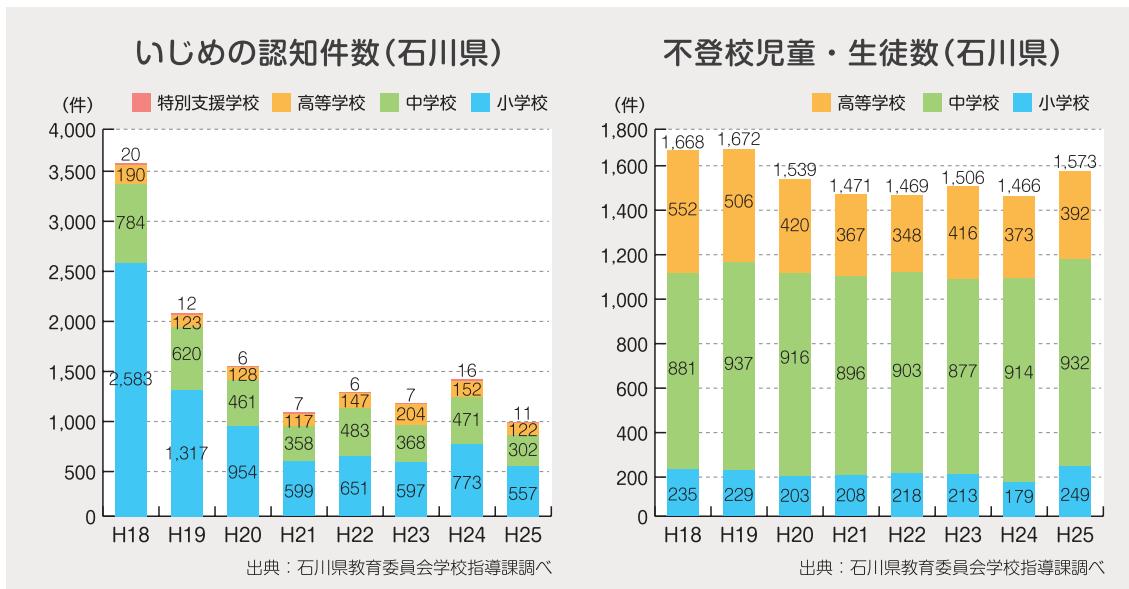
## ③ひとり親世帯

本県におけるひとり親世帯数は増加傾向にあり、その9割近くを母子世帯が占めます。なお、平成24年の母子世帯数は10,972世帯と、総世帯数に占める割合は2.4%となっています。



## ④ いじめ、不登校

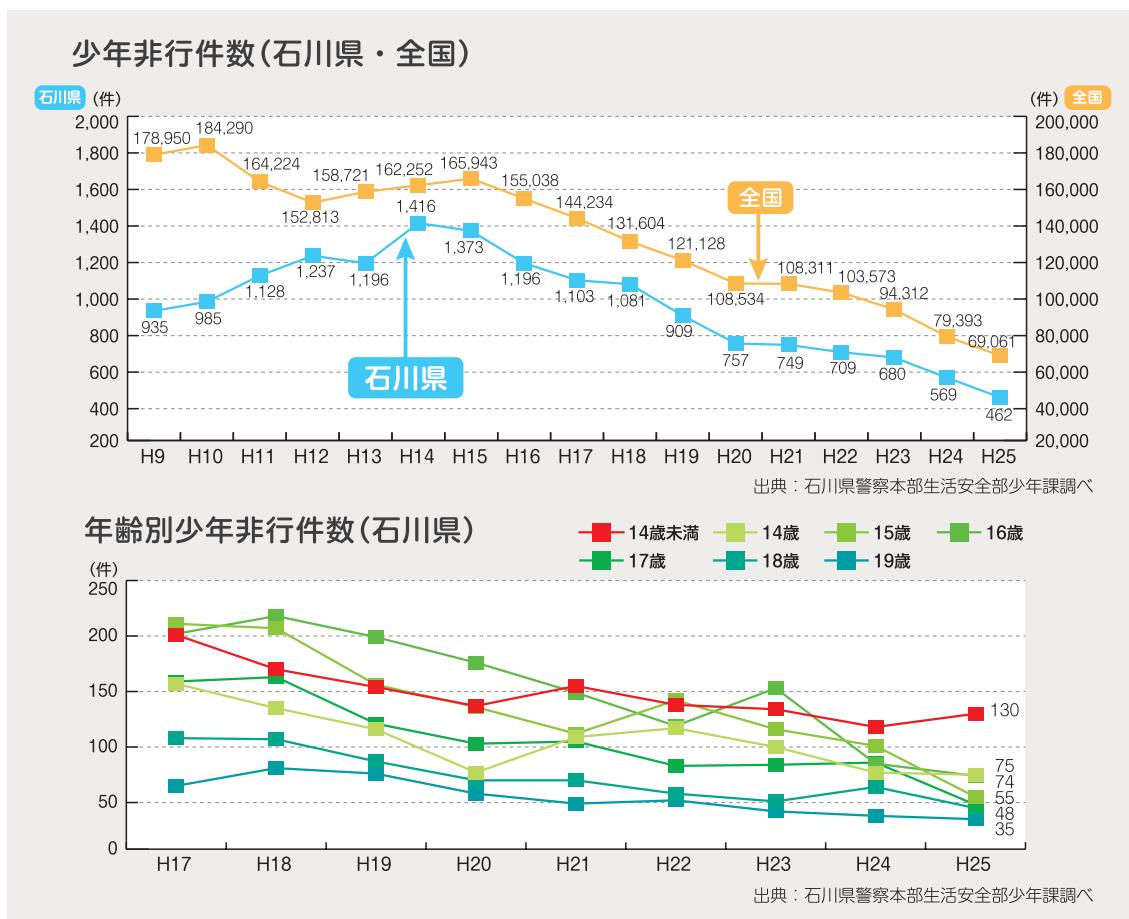
本県におけるいじめの認知件数は減少傾向にあり、不登校児童・生徒数は1,500人程度で推移しています。



## ⑤ 子どもの非行・犯罪

本県における少年非行件数は、平成14年をピークに年々減少しています。

一方、14歳未満の犯罪が増加傾向にあり、犯罪の相対的な低年齢化が進んでいます。

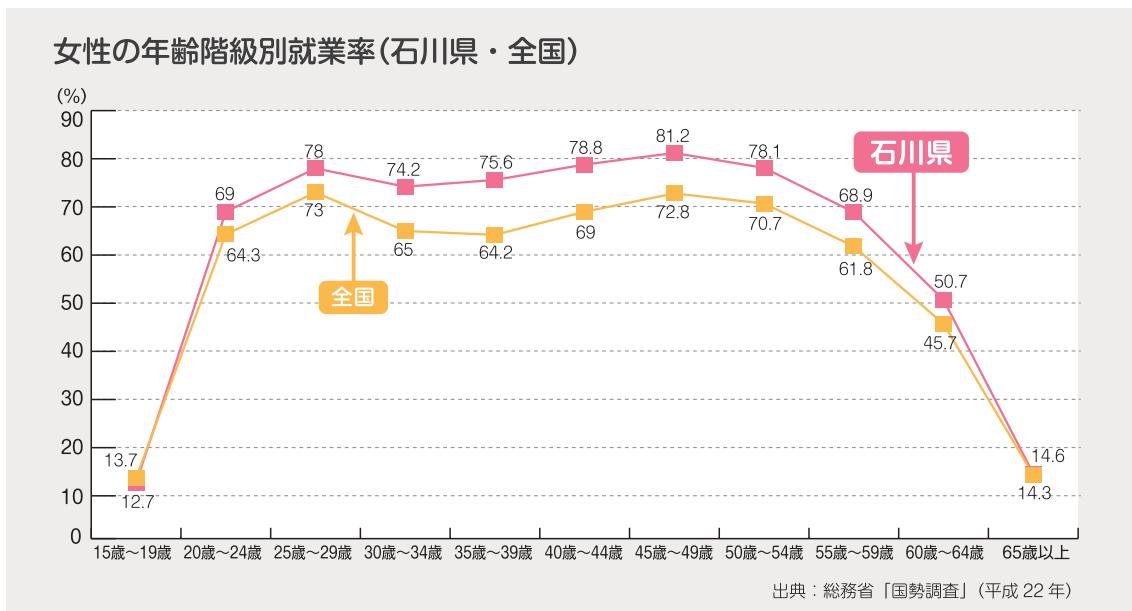


## 5 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の現状

### ① 女性の就業率

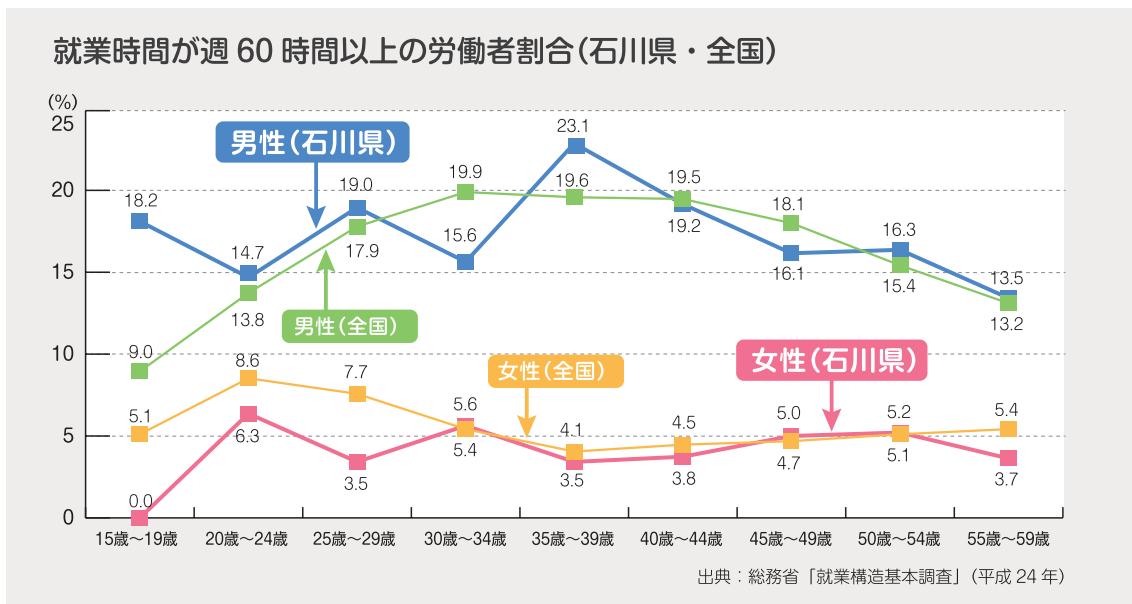
本県における女性の就業率(就業者／15歳以上人口)は、平成22年の国勢調査では51.2%で全国1位となっており、年齢別就業率についても、各年代において全国に比べ高い状況にあります。

加えて、20代後半から30代の就業率の落ち込みが小さく、本県の女性は全国に比べ、子育て期にあっても働いている割合が高くなっています。



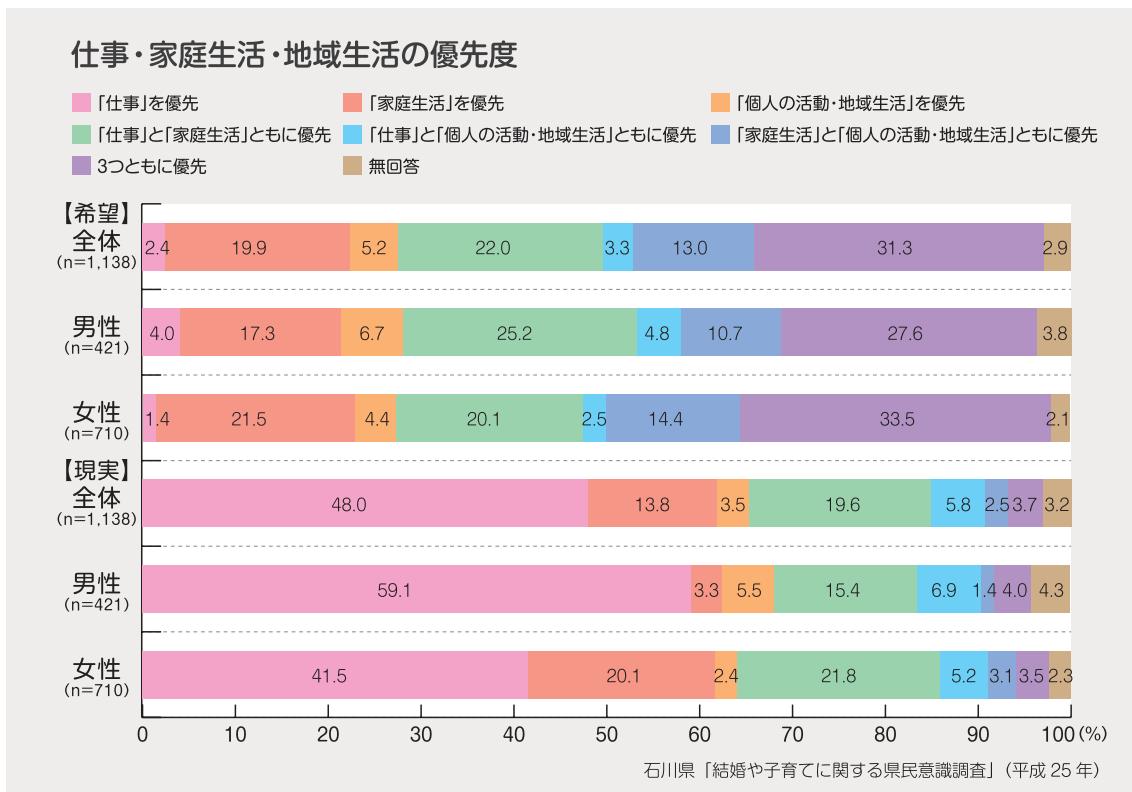
### ② 長時間労働

平成24年の就業構造基本調査では、本県における週60時間以上の長時間労働者の割合は、結婚や出産など家族を形成する時期や子育て期にあたる30代後半の男性で、特に高くなっています。



### ③ 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)に対する県民の意識

県民意識調査によると、生活の中での仕事・家庭生活・地域生活の優先度について、「希望」としては全体で「3つともに優先」が31.3%と最も多くなっていますが、「現実」は、「仕事を優先」が48.0%と最も多く、特に男性では59.1%と約6割の人が「仕事を優先」としています。



### ③ 国の動向とこれまでの県の取組

#### 1 国の動向

国では、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)を制定し、同法に基づき、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、10年間の集中的・計画的な次世代育成支援対策の取組を推進してきました。

また、同法と時を同じくして制定された少子化対策基本法(平成15年法律第133号)に基づき、少子化に対処するための総合的かつ長期的な施策の大綱として、平成16年6月には「少子化社会対策大綱」が、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、各般の取組が行われてきました。

一方、平成 19 年に策定(平成 22 年に改定)された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」により、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会や、多様な働き方・生き方が選択できる社会などの実現に向けた取組が進められています。

その後、特に子ども・子育て支援の分野については、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て支援法などのいわゆる「子ども・子育て関連三法」が制定され、子ども・子育て支援新制度が創設されることとされました。

さらに、これらの 3 つの法律と同時に成立した社会保障制度改革推進法（平成 24 年法律第 64 号）に基づき平成 24 年 11 月に設置された社会保障制度改革国民会議が取りまとめた報告書（平成 25 年 8 月）では、社会保障 4 分野の一つである少子化対策分野の改革として、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、出産・子育てと就業継続の二者択一状況の解決の必要性、子ども・子育て支援新制度とワーク・ライフ・バランスを車の両輪として進めること、子どもの貧困対策への取組の必要性等の認識の下、子ども・子育て支援新制度に基づく施策を着実に実施することや、放課後児童対策の充実、妊娠期から子育て期にかけての有機的で連続的な支援、育児休業期間中の経済的支援の強化、中高年世代の地域での子ども・子育て支援における活躍、社会的養護の一層の取組等の必要性が示されました。

また、平成 25 年 6 月には、「少子化危機突破のための緊急対策」が少子化社会対策会議で決定され、子育て支援、働き方改革の一層の強化とともに、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援や、多子世帯への支援、産後ケアの強化等を進めていくこととされたところです。

こうした中、次世代育成支援対策推進法に基づく 10 年間の集中的で計画的な取組により、合計特殊出生率については、国全体の平均で見ると平成 17 年に 1.26 と過去最低を記録したのに対し、平成 25 年には 1.43 となり、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が進むなどの効果が見られたところです。しかしながら、依然として少子化の流れが変わり、子どもが健やかに生まれ育成される社会が実現したとまでは言えず、次世代育成支援対策の取組をさらに充実していく必要があることから、平成 26 年 4 月に法の有効期限を 10 年間延長する等の改正を行い、引き続き次世代育成支援のための取組を推進することとされました。

また、平成 27 年 3 月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、国民が希望を実現できる社会をつくることを、少子化社会対策における基本的な目標とし、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組と地域・企業など社会全体の取組を両輪として、きめ細かく対応するとされました。

さらに、今後 5 年間を「少子化対策集中取組期間」と位置づけ、選択と集中を行いつつ、政策を効果的かつ集中的に投入するとしています。

## 2 これまでの県の取組

本県では、これまで平成 22 年に策定した「いしかわエンゼルプラン 2010」に基づき、「すべての子育て家庭への支援」「ワークライフバランスの推進」「保育サービスと放課後対策の充実」「周産期・小児医療体制の充実」を重点分野として位置づけ、様々な施策を展開してきました。

「いしかわエンゼルプラン 2010」の数値目標の達成状況については、全 30 項目中 24 項目(全体の 80.0%)が目標値の 80% 以上を達成しており、そのうち、目標値を 100% 以上達成できた項目は 11 項目(全体の 36.7%)と全体的に取組は進んでいると言えます。一方、進捗率の低い分野については、より一層取組の推進を図る必要があると言えます。

### プランの施策の柱ごとの達成状況

(全体達成率 80% を超えた指標の割合)

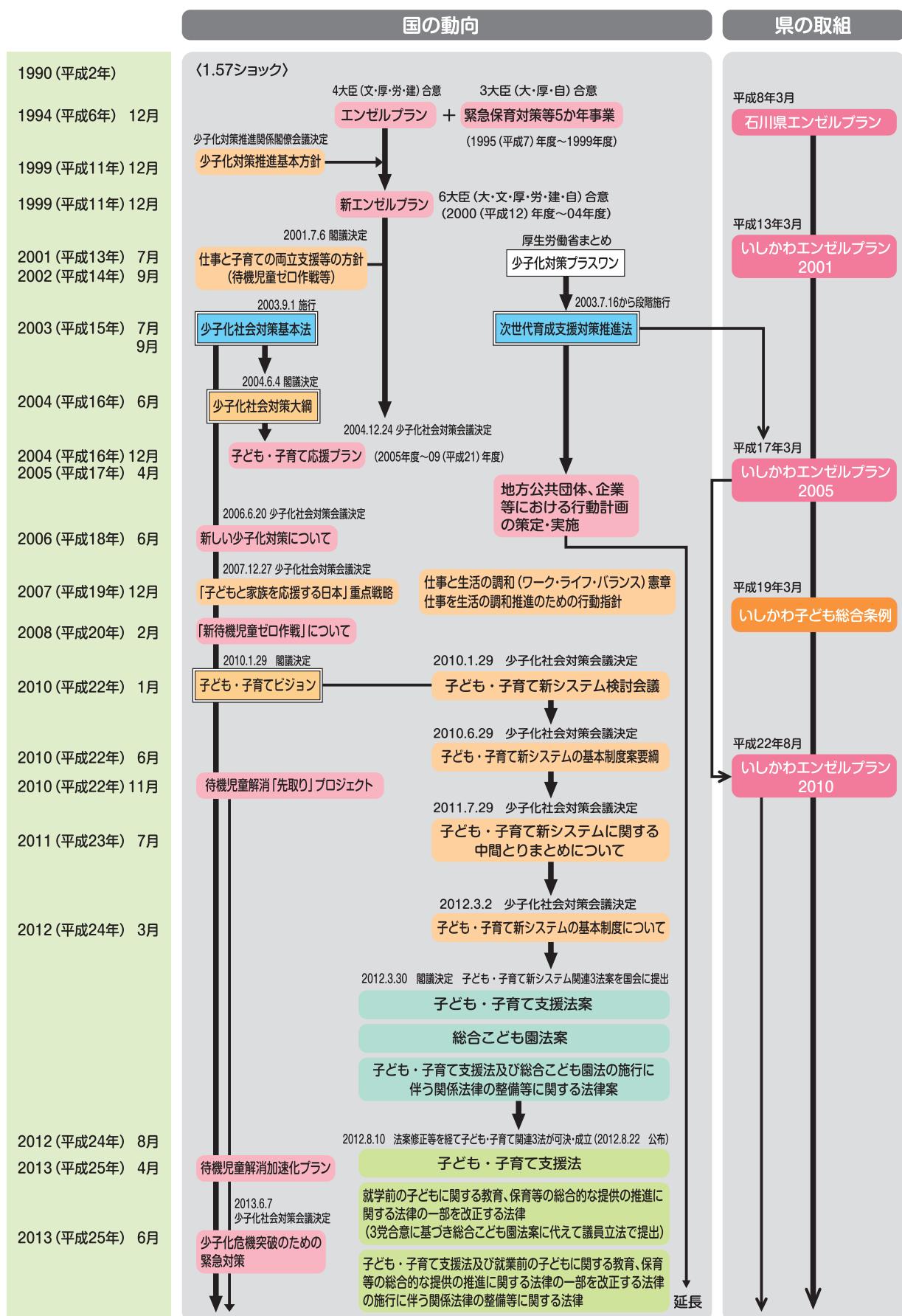
地域における子育て支援の充実(10 項目)	60%
職業生活と家庭生活との両立の推進(9 項目)	67%
子育てを支援する生活環境等の整備(1 項目)	100%
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備(4 項目)	100%
子ども及び母親等の健康の確保及び増進(5 項目)	100%
これから家庭を築く若者への支援(1 項目)	100%

また、県民意識調査によると、県民の子育てに対する不安は平成 20 年の 74.0% から平成 25 年の 63.2% へと約 10 ポイント減少するなど、着実に成果を上げてきています。

しかしながら、本県の合計特殊出生率は平成 25 年には 1.49 と、いまだ人口を維持するために必要な水準とされる 2.07 を大きく下回っています。

少子化対策は、大変息が長い取組で、一朝一夕に解決できる問題ではありませんが、社会経済の根幹を揺るがしかねない少子化の流れに歯止めをかけるため、直ちに集中して少子化対策に取り組むとともに、長期的視野に立って、粘り強く実効性のある施策を展開していく必要があります。

## (参考)国の動向と県の取組



※内閣府資料を元に作成